十二　東京国際空港に着陸する航空機（関西国際空港、新千歳空港又は北九州空港を使用空港とする路線に係るものに限る。）のうち運航計画（航空法第百七条の三第二項の運航計画をいう。以下同じ。）において出発時刻若しくは到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は新千歳空港に着陸する航空機（東京国際空港を使用空港とする路線に係るものに限る。）のうち運航計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもので国内航空に従事するもの		平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
十三　使用料告示一㈣キ㈡に規定する航空機	ジェット機（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。）	平成九年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一㈠ウの規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあっては十六分の一）を乗じた金額
十四　直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸する航空機	ジェット機	平成二十二年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一㈠ウの規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機に

十一　東京国際空港に着陸する航空機（関西国際空港、新千歳空港又は北九州空港を使用空港とする路線に係るものに限る。）のうち運航計画（航空法第百七条の三第二項の運航計画をいう。以下同じ。）において出発時刻若しくは到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもの又は新千歳空港に着陸する航空機（東京国際空港を使用空港とする路線に係るものに限る。）のうち運航計画において到着時刻を午後十時から午前六時五十九分までの間に設定しているもので国内航空に従事するもの		平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウ又は一㈠ウの規定により計算して得た金額に二分の一を乗じた金額
十二　使用料告示一㈣キ㈡に規定する航空機	ジェット機（ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機をいう。以下同じ。）	平成九年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠ア及び一㈣ウの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一㈠ウの規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機にあっては十六分の一）を乗じた金額
十三　直前に沖縄島に所在する空港等を離陸した航空機（国際航空に従事するものであって、貨物の運送を行うものに限る。以下この項において同じ。）又は当該空港等に着陸する航空機	ジェット機	平成二十二年七月一日から平成三十一年三月三十一日までの間	使用料告示一㈠イの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一㈠ウの規定により計算して得た金額に八分の一（重量が六トン以下の航空機に